

制 度 内 容

平成22年3月31日まで

・乳幼児等医療費等助成制度（受給者証を発行）

対象者	世帯区分	外 来	入 院	入院医療費の 払い戻し手続き
就 学 前	保護者等の所得が児童手当特例給付の所得制限基準内（0歳児は所得制限なし）	自己負担なし	自己負担なし	不 要 (県内の医療機関 で受診する場合)
小学1年 ～ 小学3年	経過措置 保護者等の所得が児童手当特例給付の所得制限基準内であるが、市町村民税所得割税額23.5万円以上	医療機関ごとに1日1,200円を限度に月2回まで	1割負担 (医療機関ごとに月4,800円まで)	
	一 般 保護者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満（低所得を除く）	医療機関ごとに1日800円を限度に月2回まで	1割負担 (医療機関ごとに月3,200円まで)	
	低所得 市町村民税非課税世帯で保護者等の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下（給与収入の場合は145万円以下）	医療機関ごとに1日600円を限度に月2回まで	1割負担 (医療機関ごとに月2,400円まで)	

平成22年4月1日から

・乳幼児等医療費等助成制度（受給者証を発行）

対象者	世帯区分	外 来	入 院	入院医療費の 払い戻し手続き
就 学 前		変更なし		
小学1年 ～ 小学3年	経過措置 変更なし		自己負担なし	平成22年4月から6月末までは、申請により払い戻しします。 なお、7月からは不要です。(県内の医療機関で受診する場合)
	一 般 変更なし			
	低所得 変更なし			

・こども医療費助成制度（新設）（受給者証は発行しません）

対象者	所得制限	外 来	入 院	入院医療費の 払い戻し手続き
小学4年 ～ 中学3年	保護者等の市町村民税所得割税額が23.5万円未満	3割負担 (これまでどおり健康保険証のみでの受診となります。)	自己負担なし	申請により払い戻しします。

小学1年生から中学3年生までの 入院医療費を無料化！

子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、平成22年4月から現行の小学1年生から小学3年生までの入院医療費を無料化「乳幼児等医療費助成制度」します。また、新たに小学4年生から中学3年生までの入院医療費の無料化「こども医療費助成制度」も実施し、払い戻しの手続きにより一律無料になります。(ただし、所得制限があります。)

対 象 者

小学1年生から
小学3年生まで

乳幼児等医療費助成制度

現行の入院医療費の一部負担金を無料とします。ただし、平成22年6月末までは、受給者証の差し替えをしないため、一旦医療機関等窓口で受給者証に記載してある

小学4年生から
中学3年生まで

こども医療費助成制度

受給者証は発行しません。一旦医療機関等窓口で自己負担額(医療費の3割)を支払っていたた

払 い 戻 し に 必 要 な も の

加入医療保険、高額療養費の支給の有無等によって違うため、詳細はお問い合わせください。

- ① 領収書
- ② 印鑑
- ③ 通帳
- ④ 健康保険証
- ⑤ 乳幼児等医療費受給者証
(乳幼児等医療受給者のみ)
- ⑥ 療養費支給証明書
(たつの市国保・全国健康保険協会以外の医療保険加入者で、小学4年生から中学3年生までの者及び小学1年生から小学3年生までの県外受診者のみ必要)
- ⑦ 高額療養費支給決定通知書
(たつの市国保加入者以外で、高額療養費が支給された場合)

一部負担金を支払っていただきます。その後、本庁又は総合支所で払い戻しの手続きをしてください。
なお、次回送付する平成22年7月から有効な受給者証は、入院一部負担金が0円と記載されるため手続きは不要です。現在、所得制限により支給停止となっている方は、平成22年6月末までは、引き続き該当しませんのでご了承ください。

き、その後、本庁又は総合支所において払い戻しの手続きをしてください。

高額療養費の自己負担額を超えて支払った場合は、保険者に高額療養費を請求し払い戻しを受けてからの手続きとなります。

※4月から小学校に就学される方には、3月中に一部負担金が記載されている受給者証を送付していますので4月からはそちらをお使いください。入院医療費については、一部負担金が記載されているため払い戻しの手続きが必要です。以前に送付しているものは、有効期間が平成22年3月31日までであるため使用できません。

※重度障害者医療・母子家庭等医療をお持ちの方は、入院について今までどおりの一部負担金が必要です。乳幼児等医療・こども医療を申請される場合は事前に手続きが必要です。

◎問い合わせ先 国保医療年金課 (☎64・3149)
☎市民福祉課 (☎75・0253) ☎市民福祉課 (☎72・2523) ☎市民福祉課 (☎322・1451)